

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について（書面協議）

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む。)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)				国と地方協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)		内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	
					担当省庁 担当課	関係法令	対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
57	和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区	国宝重要文化財等保存整備費補助金の重点配分及び補助率加算	歴史的建造物や美術工芸品等の保全、修復を行うための補助	地域内の歴史的建造物や美術工芸品等の保保全、修復を行うための国庫補助金の重点配分及び同補助率の引き上げ	文化庁文化財部 伝統文化課	重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災事業費国庫補助要項(昭和54年5月1日文化庁長官裁定)等	B	台風12号により被災した重要文化財等の修理については、責務及び所有者と調整し、事業着手可能なものから計画的に補助金を交付しています。 重要文化財等の修理事業に関する補助率は、50%を基本に補助事業者の財政状況等を踏まえ、嵩上げを行っています(上限8%)。また、災害による修理についても、事業災害の指定の有無を問わず、この補助率に20%加算(上限85%)の措置をとっています。このように、重要文化財等に関する補助事業は、文化財保護法による規制を受けていることも踏まえ、他の補助事業よりも所有者負担の軽減に配慮した内容となっています。	b	・重点配分については、今後も引き続き、配慮をお願いします。 ・今回、認定された地区(市町村)については、過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域であるため、重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災事業費国庫補助要項5、補助金の額(2)イと同様の措置を、史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備費国庫補助要項にも適用できるよう、引き続き検討をお願いします。 ・必要に応じ、個別事情による協議を要望します。	引き続き検討されるよう、継続協議としていく。	Ⅱ
58	和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区	世界遺産登録地におけるバツファゾーンでの史跡保存・景観保全事業に対する国庫補助制度の前設	バツファゾーンにおける景観保護を目的とした土地買上げや未指定文化財等の保全対策の補助	バツファゾーンにおける景観保護を目的とした土地買上げや未指定文化財の保全対策に係る国庫助成制度の整備	文化庁文化財部 記念物課	史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備費国庫補助要項(昭和54年5月1日文化庁長官裁定)等	B	世界遺産の緩衝地帯(バツファゾーン)については、その規制法令に応じて補助措置が適用されるものと考えます。 例えば、現在の国指定史跡等を保護する観点からバツファゾーンを指定地として追加できる場合は、復旧や整備について国庫補助を行うことが可能となるため、具体的な範囲等について相談させていただきたい。	b	担当庁の見解のとおり、個別事情により協議をお願いします。	引き続き検討されるよう、継続協議としていく。	Ⅱ
59	和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区	自然災害等の発生時における文化財緊急補修補助制度の前設	文化財等が災害において損傷した場合、速やかに修繕・補修等の対策が講じられるための補助	地域内の文化財が台風等の災害において損傷した場合、速やかに修繕・補修等の対策が講じられるための補助制度の整備	文化庁文化財部 記念物課	史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備費国庫補助要項(昭和54年5月1日文化庁長官裁定)等	B	被災した史跡等の国指定等文化財の災害復旧事業については、その災害について激甚災害として指定されるか否かにかかわらず、通常の修理事業の補助率を嵩上げて国庫補助を行っています。また、今回の台風12号を契機に、被災した国指定等文化財の応急措置等に対応するため、事前着工制度を設けています。	b	「史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備費国庫補助要項3(1)①エ」について、国指定文化財と一体的に復旧及び復元しなければならない箇所のある事業について、個別事情による協議をお願いします。 また、国指定等文化財の応急措置等に対応するための設けられた事前着工制度のスムーズな運用をお願いします。 事前着工制度は被災直後に事前着工届けを提出しなければ認められないこととなっており、大規模な復旧については、その必要性・方法等の検討に相応の時間を要するため、直後に提出することは現実的に不可能である。しかし、文化財の早急かつ適切な復旧を達成するためには、これらの検討を速に着手する必要があると考えられ、交付決定前のどの段階でも事前着工届けを受け付けていただきたい。	引き続き検討されるよう、継続協議としていく。	Ⅱ

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(再書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【再書面協議】(7/31時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)		国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(7/31時点) (対応 a:了解、b:条件付き了解、c:受け入れられない、d:その他)		内閣府再整理(コメント欄) (7/31時点)	内閣府再整理 I～V I:実現が可能となったもの II:平成25年度概算要求等の検討がなされるもの III:見解の相違から協議を一旦終了するもの IV:自治体が再検討又は取り下げたもの等
					対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
57	和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区	国宝重要文化財等保存整備費補助金の重点配分及び補助率加算	歴史的建造物や美術工芸品等の保全、修復を行うための補助	地域内の歴史的建造物や美術工芸品等の保全、修復を行うための国庫補助金の重点配分及び同補助率の引き上げ	B C	文化財補助事業においては、事業の緊急性、修理等の仕様、財政面等について貴県も含め十分調整し、補助を行っています。また、補助率については、これまでの協議でお示ししており、他の補助事業よりも所有者負担の軽減に配慮した内容となっており、更なる嵩上げについては、過疎地域は全国に多数点在していることも踏まえ、対応することは困難です。	b	補助率の嵩上げには概ね了解いたしますが、引き続き個別事例により相談させていただきたい。過疎地域は全国に点在していますが、今回、特区という位置づけで、格別のご配慮を望みたい。	文部科学省から、史跡等に対する補助率の嵩上げについてはすでに地方負担の軽減が図られているため対応が困難であるとの見解が示されたが、指定自治体は全面的に受け入れることはできなかった。これについて今回の協議の中で結論を得ることは時間的に困難であるため、一旦協議を終了する。	IV
58	和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区	世界遺産登録地におけるバッファゾーンでの史跡保存・景観保全事業に対する国庫補助制度の新設	バッファゾーンにおける景観保護を目的とした土地買上げや未指定文化財等の保全対策の補助	バッファゾーンにおける景観保護を目的とした土地買上げや未指定文化財の保全対策に係る国庫助成制度の整備	B	引き続き相談させていただきます。	b	引き続き検討されるよう、継続協議をお願いしたい。	バッファゾーンを含め、一体的に国史跡等を復旧・整備する場合の補助について、文化庁と指定自治体が協議をした結果、指定自治体が要望実現の可能性が高いと判断したため、協議終了。但し、要望の実現が困難であることが明らかになった場合には、文化庁が指定自治体と改めて協議を行うものとする。	I
59	和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区	自然災害等の発生時における文化財緊急補修補助制度の新設	文化財等が災害において損傷した場合、速やかに修繕・補修等の対策が講じられるための補助	地域内の文化財が台風等の災害において損傷した場合、速やかに修繕・補修等の対策が講じられるための補助制度の整備	B C	国指定等文化財と一体的な復元・復旧事業については、ご指摘を踏まえ、引き続き協議をさせていただきたい。また、事前着工制度は、交付決定後に着手するのでは文化財の滅失・崩壊や被災文化財による生命や財産への危害が及ぶ恐れなどがある場合の例外的措置です。そのため、交付決定前のどの段階でも事前着工を認めることは困難です。	b	国指定等文化財と一体的な復元・復旧事業については、個別事例により、引き続き協議をお願いします。事前着工制度につきましては、どの段階でもというわけではなく、計画書が作成された時点でお願いしたい。	文部科学省から、国指定等文化財に関する事前着工制度については、文化財の保存に配慮した最低限度の手順となっているとの見解が示されたが、指定自治体は全面的に受け入れることはできなかった。このことについて今回の協議の中で結論を得ることは時間的に困難であるため、一旦協議を終了する。	IV

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について（書面協議）

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む。)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)				国と地方協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)		内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 1～4 a:案内が可となったものは、案内に向けた条件、代替案等の検討を継続して行う。b:案内不可能なため、各県に対して案内の検討を依頼するもの。c:指定自治体で代替案を、国も提案内容の再検討を行うもの。
					担当省庁 担当課	根拠法令	対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
60	和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区	世界遺産関連の研究拠点施設に対する補助	高野、熊野の世界遺産を後世に引き継ぎ、国内外に向けて発信していくため、文化財を保護・収集するとともに、研究者を育成する施設を整備する	人類共有の財産である、高野、熊野地域の世界遺産に関する文化財を保護・収集し、研究する施設であるため	文化庁文化財部記念物課 文部科学省社会教育課	地方交付税法第2条第6号	B	世界遺産の構成資産(国指定文化財分)の理解に資するためのガイダンス施設の整備については、「史跡等及び埋蔵文化財公開活用事業」により、補助することが可能です。なお、社会教育施設については、地方財政措置として地方交付税の単位費用積算基礎における市町村分否括算定経費において、「幼稚園・社会教育施設等建設費」が計上されています。	b	文化複合施設基本計画において、熊野学センターが有する主な施設として、常設展示室、特別展示室、一般収蔵庫、特別収蔵庫、資料庫、研究室、事務室、会議室、交流サロンがある。これら全ての施設が、補助対象となるのであれば、了解する。補助対象とならないのなら、補助対象事業となるようにしていきたい。	更に補助対象等の条件について協議を行う。	Ⅱ

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(再書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【再書面協議】(7/31時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全面展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)		国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(7/31時点) (対応 a:了解、b:条件付き了解、c:受け入れられない、d:その他)		内閣府再整理(コメント欄) (7/31時点)	内閣府再整理 【～V 】:実現が可能となったもの E:平成25年度概算要求等の検討がなされるもの F:見解の相違から協議を一旦終了するもの V:自治体が再検討又は取り下げるもの等
					対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
60	和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区	世界遺産関連の研究拠点施設に対する補助	高野、熊野の世界遺産を後世に引き継ぎ、国内外に向けて発信していくため、文化財を保護・収集するとともに、研究者を育成する施設を整備する	人類共有の財産である。高野、熊野地域の世界遺産に関する文化財を保護・収集し、研究する施設であるため	B C	ご説明の熊野学センターが有する施設内容は、史跡のガイダンス施設としての機能を超えるものであり、「史跡等及び埋蔵文化財公開活用事業」の補助対象事業とすることは困難です。 なお、社会教育施設への地方財政措置としては、単位費用積算基礎の市町村分包括算定経費に、「幼稚園・社会教育施設等建設費」が計上されています。	C	熊野学センターは、人類共有の財産である熊野地域の世界遺産に関する歴史・文化財・自然などを保護・継承する上で、非常に重要な施設であります。また、これらの財産は優れた観光資源であるため、当施設が拠点となり、国内外に向けて情報発信することは、地域活性化に繋がると考えています。 このような機能を有する熊野学センターの整備については、文化財の保護や観光の振興と同様、県だけではなく、国も一定の役割を有すると考えるため、引き続き検討・協議をお願いします。 (熊野学センター建設計画) ・H25年度:設計、H26年度:着工、H28年度:竣工	文部科学省から、当該施設は史跡等の方イダンスだけでなく、調査研究等についても目的としているので「史跡等及び埋蔵文化財公開活用事業」の対象とすることは困難であるとの見解が示されたが、協議を踏まえ、指定自治体が当該事業の対象となる施設の建設を検討していくこととしたため協議終了。	V